令和８年 10 月　茨城県教育委員会

こどもの性被害を防ぐためのお願い（お知らせ）

―保護者の皆さまへ―

学校や保育所、学習塾などにおける こどもに対する性暴力 を防止することを目的とした「こども性暴力防止法」が、令和８年 12 月 25 日に施行されます。

この法律は、こどもに対する性暴力を未然に防止し、こどもが安心して教育・保育等を受けられる環境を整備することを目的としており、教職員等の性犯罪前科の確認などが義務づけられています。

茨城県教育委員会では、こどもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、こどもの性被害を防ぐための取組を進めてまいります。

つきましては、保護者の皆さま方におかれましても、下記について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

１　添付の「リーフレット」をご一読願います。

「保護者の皆さまにお願いしたいこと」や「教育委員会での取組」について記載しております。

２　添付の「公的機関等が設置する主な相談窓口」について、ご了知願います。

こどもや保護者の皆さまが、性被害に関する不安や悩みについて相談できる窓口です。こどもから被害の相談があった場合、異変を感じた場合、相談してよいかわからない場合でも、これらの相談窓口に相談してください。

こどもの性被害を防ぐために

保護者の皆さまにお願いしたいこと

1 こどもの権利について知ること



こどもの権利を学ぶことで、こどもは、危険に対して「いや」と言いやすくなると考えられます。

保護者の皆さまも、こどもたちと一緒に**こどもの権利についてご理解をお願いします**。

参考パンフレット

ちかごろよく聞く　こどもの権利って！？
（こども家庭庁）

URL:https://www.cfa.go.jp/policies/childrights

「生命（いのち）の安全教育」

こどもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教材です（文部科学省）。

URL:
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html

2 こどものサインに気づくこと



こどもは、性暴力を受けても、被害を訴えることが難しいケースが多いです。

こどもが見せるサインを見逃さないよう、日頃からこどもの様子に目を配ってください。

参考パンフレット

こどもたちのためにできること
～性被害を受けたこどもの理解と支援～
（内閣府・こども家庭庁）
URL:
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/index.html#child
※　サイト下部に当該パンフレットがございます。

性被害に関するご相談は県や国などの問合せ窓口へ

　こどもから被害の相談があった場合、異変を感じた場合、相談してよいかわからない場合でも、悩まず相談してください。
　誰からの相談かや、相談の内容に関する情報は、厳格に取り扱います。相談したことで、不利益を受けることはありません。

こども性暴力防止法の詳細については、
こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。
URL:https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou

こども性暴力防止法　検索

こどもまんなか
こども家庭庁

こどもの性被害を防ぐために

【茨城県教育委員会】の取組

◆茨城県の教職員は「不適切な行為」は行いません

＜「不適切な行為」の例＞
・私的な連絡先（SNS等のアカウント、メールアドレス）の交換、やり取り
・不必要な身体的接触を行う
・業務上必要と考えられる範囲外での写真や動画の撮影を行う
・不必要に密室で二人きりになる
（こども性暴力防止法施行ガイドラインより一部抜粋）

◆こども性暴力防止法に基づき取り組んでいます

「性暴力」には、犯罪に該当するものだけでなく、「こどもを不快にさせる性的な言動」なども含まれます。

＜「性暴力」の例＞
不同意性交、性的部位への接触、わいせつな言動、児童買春、児童ポルノ撮影・所持、のぞき、盗撮　等

起こさせません、見逃しません

- 面談・アンケート
- 相談窓口の設置
- 従事者への研修

などを今後も実施します。



職員の性犯罪前科を確認します

（＊）法施行（令和8年12月25日）後順次
性犯罪前科がある職員は、
性暴力のおそれを踏まえ、
こどもと接する業務に
従事させません。



（個別の確認結果は　法律上お伝えできません。）

◆万が一、性暴力の事案が発生したら

こどもを守ることを最優先に、関係法令やルールに基づき、事実の確認やこどもの保護に教育委員会として全力で対応します。また、日頃からそのための体制を整えています。

お願い

うわさを立てたり、広めたりしないようお願いします

性暴力の被害のうわさが広まると、被害を受けたこどもやその家族を大きく傷つけ、二次被害につながります。

⚠ このようなプライバシーにかかわるうわさを流した場合、法律に定める刑罰や、 損害賠償の対象となる可能性があります。



公的機関等が設置する主な相談窓口（令和８年 10 月現在）

１　性暴力の疑い・性暴力の被害があった際の問い合わせ窓口

	相談窓口	相談・支援内容	相談時間、電話番号等
県内	性暴力被害者サポートネットワーク茨城	性暴力被害者及びその家族、ご遺族を対象とした相談	【相談時間】月～金曜日、9:00～17:00 【電話番号】029-350-2001 ※　夜間、土日祝日は国のコールセンター対応 【URL】https://www.ivac.or.jp/netibaraki2.html
	茨城県警察本部性犯罪被害相談（勇気の電話）	性犯罪被害についての相談、ＤＶ被害に悩む女性や子どもを対象とした相談等	【相談時間】24 時間 ※　カウンセラー又は警察官が対応 【電話番号】＃8103 または 0120-21-8103 【URL】https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/a07_toiawase/victim/yuki.html
県外	Curetime 【内閣府】	性暴力かわからないが相談したい。性暴力の悩みを専門相談員に相談できる。イヤだったこと、困っていること等、何でも相談できる。	【相談時間】毎日 17:00～21:00 【チャット】サイト内チャット（日本語、外国語（英語、タガログ語、タイ語、スペイン語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ネパール語、ベトナム語、インドネシア語）） 【メール】サイト内メール（日本語） 【URL】https://curetime.jp/
	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター 【内閣府】	被害直後から医療的支援、法的支援、心理的支援等の総合的な支援を可能な限り一か所で提供する相談窓口。電話は最寄りのワンストップ支援センターにつながる。	【相談時間】自治体により異なる 【電話番号】#8891（はやくワンストップ）（通話料無料） 0120-8891-77 【URL】 https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html
	犯罪被害者等早期援助団体 【警察庁】	犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的として設置され、都道府県公安委員会から指定を受けた民間被害者支援団体につながる。	【URL】https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/dantai/shien_top.html
	性犯罪被害相談電話 【警察庁】	各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口。発信地域を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口につながる。	【電話番号】#8103（ハートさん） ※　緊急時は 110 番通報 【URL】https://www.npa.go.jp/higaisya/seihanzai/seihanzai.html

２　その他の相談窓口

	相談窓口	相談・支援内容	相談時間、電話番号等
県内	子どもホットライン	子どもたちが抱えている不安や悩み、不満等に対する相談	【相談時間】24 時間 【電話番号】029 - 221 - 8181 【URL】https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/gakko/kodomo-hotline/
	いばらき子ども SNS 相談	県内の学校に通う児童生徒が抱える不安や悩みに対する SNS 相談	【相談時間】毎日 17:00～22:00 LINE　WEB
	茨城いのちの電話	精神的危機に直面し、助けや励ましを求めている人々に対し健全な社会人として生活することができるよう支援	(フリーダイヤル) 【相談時間】毎日 16:00～21:00 ※　毎月 10 日は 8:00～翌 11 日 8:00 【電話番号】0120-783-556 【URL】https://iid.or.jp/ (つくば) 【相談時間】24 時間 【電話番号】029-855-1000 ※　毎月 29 日から末日、月に数日（不定期）は 22 時から翌日 8 時まで休止 (水　戸) 【相談時間】24 時間 ※　毎月 29 日から末日、月に数日（不定期）は 22 時から翌日 8 時まで休止 【電話番号】029-350-1000
	こころの SNS 相談@いばらき	LINE を活用したチャットによる心の悩み相談	【相談時間】月～土曜日：17 時～22 時、日曜日：16 時～22 時 【URL】 https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/seishin/snssoudan.html
	いばらき虐待ホットライン	子どもの養育、虐待、保護等の児童に関する相談	【相談時間】24 時間 【電話番号】189（いちはやく） 0293-22-0293 【URL】 https://www.pref.ibaraki.jp/bugai/josei/seishonen/sodan2/pc/ppage631100000.html

	相談窓口	相談・支援内容	相談時間、電話番号等
県内	茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター	いじめや体罰に関する相談	【相談時間】以下いずれも月～金曜日、9:00～17:00 【電話番号】（県央）029-221-5550 （県北）0294-34-4652 （鹿行）0291-33-6317 （県南）029-823-6770 （県西）0296-22-7830 【URL】https://www.edu.pref.ibaraki.jp/ijimekaisho/
	児童相談所	不登校、心身障害、虐待、非行などの子どもに関する様々な相談	【相談時間】いずれも平日 8:30～17:15、夜間は転送 【電話番号】（中央）029-221-4150 （日立）0294-22-0294 （鉾田）0291-33-4119 （土浦）029-821-4595 （筑西）0296-24-1614 【URL】 https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chikujiso/sodan/shimoji/annai-kankat.html
	茨城県女性相談センター（茨城県配偶者暴力相談支援センター）	女性を対象とした相談	【相談時間】平日 9:00～21:00、土日祝日 9:00～17:00 ※　12/29～1/3 は除く 【電話番号】029-221-4166 【URL】 https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/fukusise/fujin/fukuso/hujinpage.html
	NPO 法人ウィメンズネット「らいず」	ＤＶ被害については性別問わず対応	【相談時間】水・金曜日、10:00～15:00 【電話番号】029-222-5757 【URL】https://www.at-ml.jp/71029/
県外	24時間子供SOSダイヤル 【文部科学省】	こども、その保護者を対象に、いじめやその他のこどもの SOS の相談を受け付ける。原則として、電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関につながる。	【相談時間】24 時間 【電話番号】0120-0-78310 【URL】https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1306988.htm
	こどもの人権 110 番、LINE じんけん相談等 【法務省】	こども、こどもに関する悩みをもつ大人を対象に、いじめ、体罰、不登校、虐待等の相談を受け付ける。最寄りの法務局等において、法務局職員または人権擁護委員が相談対応する。	【相談時間】平日 8:30～17:15 【電話番号】0120-007-110 ※　メール、LINE：法務省ホームページ内 【URL】https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html
	こどもの人権 SOS ミニレター 【法務省】	こども（主に小学生、中学生）を対象に、毎年 5 月～7 月の間に学校で配布。相談したいことを記入し、投函すると、最寄りの法務局に届く。人権擁護委員・法務局職員が希望する連絡方法（手紙・電話）で返信を行う。	【郵送方法】法務省ホームページ内、切手不要 【URL】https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html
	親子のための相談 LINE 【こども家庭庁】	子育てや親子関係について悩んだときに、こども（18 歳未満）とその保護者の方などが相談できる窓口。児童相談所等において、専門の相談員が相談対応する。	【相談時間】各地方公共団体の相談受付時間による 【URL】https://kodomoshien.cfa.go.jp/no-gyakutai/oyako-line/ 【LINE】こども家庭庁ホームページ内
	こども家庭センター 【こども家庭庁】	こどもや保護者・妊婦等からの子育てや妊娠・出産等に関する相談に応じ、困り事に寄り添い、必要なサービスの紹介や利用の支援、適切な支援先につなぐなどの支援を行っている。	【相談手段】お住まいの市区町村のホームページ等を参照のこと
	児童相談所 【こども家庭庁】	こどもに関する家庭その他からの相談に対し、こどもが有する問題やこどもの置かれた環境の状況などに応じて、必要な支援を実施。電話は住んでいる地域の児童相談所につながる。	【相談時間】自治体により異なる 【電話番号】189 0120-189-783 ※　児童相談所相談専用ダイヤル 【URL】 https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/gyakutai-taiou-dial/